

北口ギャラリーの施設使用料を改定します

利用者みなさまへ

令和 7(2025)年1月

いつも北口ギャラリーをご利用いただき誠にありがとうございます。

市の施設は、利用者みなさまの使用料と市民みなさまの市税により管理・運営されています。

本市では、施設使用料に関して「負担の公平性」「透明性の確保」「定期的な見直し」の観点から「西宮市施設使用料指針」を策定しており、3年ごとに施設使用料を再計算した上で必要に応じて見直しをすることとしております。

令和4年度が見直しの時期だったところ、新型コロナウイルス感染症等の影響により見直しを先送りしていましたが、このたび北口ギャラリーの使用料について、以下のとおり改定することといたしました。

今後も、より多くみなさまに利用していただける施設を目指して経費節減等に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

※「西宮市施設使用料指針」は、市ホームページ(ページ番号:19981493)をご確認ください。

また、施設を利用するみなさまに、施設の管理・運営に必要な維持管理経費や利用状況などを知っていただくための資料を掲示しております。



記

1. 改定時期

令和 7 年 10 月 7 日ご利用分より、新料金が適用されます。

2. 改定内容

区分	使用料の額(円)
西宮市立北口ギャラリー	第1展示室 <u>132,000</u>
	第2展示室 <u>88,800</u>
	第3展示室 <u>69,600</u>
	第1創作室 2,800
	第2創作室 2,000

※使用者が本市住民以外の者の場合、施設使用料の 5 割を加算します。

※使用者が観覧料を徴収するとき、又は物品(展示に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを除く)を販売するときは、施設使用料の 10 割を加算します。

以上

【使用料の改定内容について】 市民文化施設課 電話(0798)35-3477 (月～金曜日 9:00～17:00・祝日は除く)	【施設使用料指針について】 財政構造改善推進課 電話(0798)35-3475 (月～金曜日 9:00～17:00・祝日は除く)
--	---